

久喜市教育委員会令和7年2月定例会

開催月日 令和7年2月21日（金曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前11時12分

久喜市教育委員会令和7年2月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取について
- イ 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取について
- ウ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）
- エ 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱について
- オ 久喜市文化財調査委員の委嘱について
〔追加項目〕
- カ 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
- 第 4 議事
- 議案第 4号 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
- 議案第 5号 久喜市任期付市費負担教職員の任用について
- 議案第 6号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について
- 議案第 7号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
- 議案第 8号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第 9号 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正する規則について
- 議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令について
- 議案第11号 久喜市立公立学校教育指導員規程を廃止する訓令について

議案第12号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示について

議案第13号 久喜市学期制検討委員会設置要綱を廃止する告示について

議案第14号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を廃止する告示について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告、教育長追加報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司
公民館事業推進室担当主査 森 住 悟 郎

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

説明のための招致者

こども未来部参事兼保育幼稚園課長 堀 口 ひとみ

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。立春が過ぎ、暖かくなったと思いましたが大型の寒波が襲来し、大変寒い日が続いております。特に日本海側での大雪による被害が心配されるところです。2月は、各地で公民館事業推進室による公民館まつりや利用団体作品発表会等が開催され、多くの市民の皆様の日頃の活動の成果を参観していただいております。また、第13回生涯学習推進大会「まなびすと久喜」が生涯学習施設「まなびすポット」において盛大に開催され、生涯学習の輪が広がる機会となっております。

それでは、早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案11件、教育長報告5件を予定しておりましたが、教育長報告1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、教育長報告カ、久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申についてを本日の日程に追加し、ご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告オ及びカ並びに議案第4号及び議案第5号につきましては、人事案件でありますことから会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告オ及びカ並びに議案第4号及び議案第5号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和7年1月21日に開催いたしました令和7年1月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位の手に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからカの6件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ア、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告アの令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和7年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして1月24日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、補正予算案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

- 学校給食課長（小林喜則） それでは、学校給食課所管分についてご説明いたします。

予算書の12、13ページをお開きください。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、事業番号5、学校給食運営事業における財源内訳の変更でございます。こちらは、物価高騰に伴う学校給食費の食材費上昇分は市で負担しているところでございますが、

令和7年1月から3月までの3か月分について国の交付金を充当するため、一般財源から国庫支出金に変更するものでございます。

学校給食課からは以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。
- こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） それでは、保育幼稚園課所管分についてご説明させていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業番号10、私立幼稚園給食費等高騰対策給付金給付事業9万8,000円でございます。こちらにつきましては、食材費の物価高騰による給食費の保護者の負担増を抑制するため、市内の私立幼稚園1園に対して私立幼稚園給食費等高騰対策給付金を給付するものでございまして、国の交付金を活用して実施するものでございます。

保育幼稚園課からの説明は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、教育長報告イ、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告イの令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号）（案）に係る意見聴取についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和7年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして1月24日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料の令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号）を御覧ください。

共通する歳出の補正についてでございます。72ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費からページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費のうち減額補正となっているものについてでございますが、契約差金などにより執行残が見込まれる事業を減額するとともに、それに関連する歳入の減額補正を行うものでございます。

なお、このほかの理由に伴う補正予算案の内容につきましては、各担当課長よりご説明を申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） それでは、学校施設課所管部分につきましてご説明いたします。

補正予算書案の6ページ、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の6ページ、一番下の行、10款教育費、1項教育総務費、事業名、（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業でございます。こちらは、現在実施しております（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校の整備工事の進捗状況等を踏まえ、本年度中に実施が見込めない分の工事費と監理業務委託料について繰越明許を設定するものでございます。

次に、7ページの1行目、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校維持管理事業、2行目の3項中学校費、事業名、中学校維持管理事業でございます。こちらは、江面小学校ほか小学校4校と旧菖蒲南中学校のキュービクルの老朽化した機器を修繕するものでございまして、交換部品になるコンデンサが年度内に納品されず、修繕が完了できない可能性がありますことから、繰越明許を設定するものでございます。

学校施設課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 続きまして、生涯学習課担当の補正内容についてご説明をいたします。

お手元の令和6年度一般会計補正予算書の78ページ、79ページをお開き願います。初めに、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、事業番号6、地域学校協働活動推進事業、予算額716万4,000円に対しまして166万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、市内全小中学校で実施しております放課後子ども教室事業につきまして、県からの補助内示額が通知されましたことから減額をするものでございまして、これに関連いたします歳入につきまして、併せてお手元の予算書26ページ、27ページをお開きいただきたいのですが、当初予算415万3,000円に対しまして166万7,000円を減額し、248万6,000円とするものでございます。

続きまして、大変恐縮でございますが、再度、補正予算書80ページ、81ページをお開き願います。4目人権教育費、事業番号2、人権教育推進事業、予算額405万2,000円に対しまして47万円の減額でございます。こちらにつきましては、従来4地区でそれぞれ開催をしておりました人権のつどいが1か所開催に統合されたことによる消耗品等の不用額を減額するものでございます。

次に、5目図書館費、事業番号2、図書館管理運営事業、予算額3億7,865万6,000円に対しまして1,895万9,000円の減額でございます。こちらの主な内容といたしましては、令和6年度当初に予定をしておりました鷲宮図書館・郷土資料館LED照明改修工事につきまして、令和6年11月に策定をされました久喜市公共施設照明LED化計画を踏まえる中で、指定管理者から7年度から10年度の4か年度における指定管理料の経費において、全図書館の照明のLED化に係る譲渡権付リース契約を実施したいとの提案が

ございまして、内容を確認いたしましたところ適当であり、また環境部局との調整も済んだことから、予算措置をしておりました 1,741 万 2,000 円を全額減額するものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） では、文化振興課所管分についてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。28 ページ、29 ページを御覧いただきたいと思います。17 款寄附金、1 項寄附金、2 目特定寄附金、1 節特定寄附金、細節 10、本多静六博士事業寄附金 50 万円の増額でございます。こちらにつきましては、本多静六博士のご遺族から寄附をいただいたことによるものでございます。

続きまして、歳出へ移らせていただきます。82 ページ、83 ページをお願いいたします。13 款諸支出金、1 項基金費、5 日本多静六博士顕彰事業費基金費、事業名、本多静六博士顕彰事業基金積立事業でございます。先ほど歳入のほうで 50 万円のご寄附をいただいたことから、併せまして充当先でございます積立事業につきましても、50 万円を増額させていただくものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ウ、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）についてご説明をいたします。

教育長報告資料の 1 ページをお開きください。この一部改正条例は、令和 4 年 6 月に刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、再犯防止対策の観点から懲役及び禁錮が新たに創設される拘禁刑に一本化されることから、これらを規定している関係条例を一括して改正するものでございます。

それでは、教育長に係る改正内容についてご説明申し上げます。第 3 条が久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の改正内容でございまして、条例中に規定している禁

錮刑以上の刑の部分に拘禁刑以上の刑に改正する内容となっております。

続いて、附則でございます。改正後の条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

また、第2項以下は経過措置でございます。第2項及び第3項は罰則の規定について、第4項は人の資格について、第5項は起訴について経過措置を定めるものでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱につきましての報告でございます。

報告の内容につきましては、保育幼稚園課長よりご説明を申し上げます。

保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 続きまして、教育長報告エ、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱についての報告の内容をご説明申し上げます。

教育長報告資料の7ページをお開きください。この要綱は、私立幼稚園の給食に係る食材費等の経費が高騰していることを踏まえ、市内の私立幼稚園1園に対しまして給食費の保護者の負担増を防ぐため、給付金を給付する要綱を制定するものでございます。

なお、本事業の実施に必要な予算につきましては、補正予算10号で議決をいただいているところでございます。

それでは、実施要綱についてご説明をいたします。初めに、第1条でございます。保護者の負担増を防ぐために実施するという本事業の趣旨を制定するものでございます。

次に、第2条及び第3条でございます。この告示における幼稚園の定義及び給付対象を規定するものでございまして、市内の私立幼稚園1園が対象となるものでございます。

次に、第4条でございます。園児1人当たり500円の給付額とし、当該金額に人数と対象期間である3か月を乗じた額を給付することを規定するものでございます。

次に、第5条、第6条でございます。申請に必要な書類を規定するとともに、給付の額の決定について申請者に通知することを規定するものでございます。

次に、第7条でございます。給付の条件として、ここに掲げる第1号から第3号までを規定するものでございます。

次に、第8条でございます。給付金の請求及び給付について規定するものでございます。

次に、第9条及び第10条でございます。申請に際し、偽り等があった場合は支給決定を取り消し、給付金の返還を求めること、また必要がある場合は申請者に対して調査を行うことができることを規定するものでございます。

次に、第11条でございます。この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることを規定するものでございます。

次に、附則の第1項でございます。この告示は、公布の日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項でございます。本事業は、国が交付金を活用した限定的な事業でありますので、時限措置といたしまして令和7年3月31日限りで本告示の効力が失われることを規定するものでございます。

なお、10ページから12ページまで、本告示における各種様式を規定するところでございます。

以上がエ、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱についての報告の内容説明でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 給付金額について伺います。児童1人当たり500円とありますが、この金額を園児1食あたりに換算すると幾らになるのか、積算根拠を教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 500円の積算根拠についてでございます。こちらは、消費者物価指数を参考にしておりまして、2024年11月の全国総合の指数が、比較基準である2020年の値と比較し、10%上昇しておりますことから、この上昇率を用いています。公立保育園の給食費は1か月5,000円でございますので、こちらに10%を掛けまして、物価上昇分を500円ということで見えておりまして、その分を今回事業者に給付させていただくということで考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この市内の1園の幼稚園というのは、栗橋白百合幼稚園でしょうか。ここのホームページを見ますと、自園給食ですとかお弁当というようにあるのですが、この自園給食というのは週に何回提供されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） こちらは、正しくは栗橋白百合幼稚園系列園の幸手の白百合幼稚園で作った給食を栗橋白百合幼稚園に運んで提供しているところでございます。基本的には給食の提供をしていて、行事等の際にお弁当にしているというお話を伺っているところですが、正確な回数までは把握しておりません。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 基本的には給食ということなのですね。そうしますと、提供している回数等が分かってくれば、1食あたりの給付額が分かってくるかと思いますが、先ほどの10%とおおよそ見合った金額になっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 金額につきましては、今回は教育委員会ですので私立幼稚園部分の内容ですが、公立の保育所ですとか認定こども園、小規模園も同様の考え方になっております。公立ですと金額が1か月 5,000 円なのですけれども、例えば私立の久喜みなみこども園さんだと 9,000 円といったように、金額の幅があり、また、0歳から2歳のお子さんについては保育料の中に給食費が含まれてしまっていて、ミルク等もその中に入っていることから、1食あたりの金額を算定するのが難しいということがあります。ですので、園によってはもしかしたら足りないかもしれないけれども、食材費等が高騰した分について、物価上昇率をみて、今回 10%分をお渡しさせていただくということで、園によって金額を変えるという方法ではなく、お子さんお一人当たり1か月 500 円掛ける3か月で、そこに利用定員ですとか、今回の幼稚園の場合は利用人数の 65 人を掛ける形で給付させていただくものになります。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質問ございますでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） この要綱は、久喜市幼稚園におけるという文言になっていますが、先ほどの説明では、対象について久喜市の私立幼稚園というふうにおっしゃっていたかと思えます。久喜市幼稚園というくくりで、公立の幼稚園は含まれないのでしょうか。それとも久喜市幼稚園という表現で、公立は含まないことになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） こちらにつきましては、実施要綱の第2条に、幼稚園の定義を定めさせていただいております。学校教育法第1条に規定する幼稚園であり、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による市の確認を受けていないものとなっております。表現が少し分かりづらいので、あえて私立幼稚園1園と説明させていただきましたが、公立の栗橋幼稚園、中央幼稚園につきましては子ども・子育て支援法の新制度に移行した幼稚園になりますので、この条件から外れてまいります。ですので、私立幼稚園1園だけを指しているものになります。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告オから議案第5号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時25分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） それでは、オ、久喜市文化財調査委員の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、文化振興課長よりご説明いたします。
文化振興課長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） 次の教育長報告カから議案第5号につきましては、教職員人事に関する案件でありますことから、部長、副部长、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては一時退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時28分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） それでは、カ、久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申についての報告であります。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第4号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第4号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第4号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第5号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第5号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第5号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これを持ちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第6号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第6号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。議案第6号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第6号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）についての提案理由を説明させていただきます。

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別冊のとおり決定したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長より説明をいたします。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、議案第6号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）につきましてご説明いたします。

別冊の第3期久喜市教育振興基本計画令和7年度実施計画（案）及び議案参考資料の1ページ、同実施計画（案）修正等箇所新旧対照表を御覧ください。本実施計画（案）につきましては、久喜市教育委員会令和7年1月定例会で委員の皆様からいただきました意見などを踏まえまして、事務局で再度見直しを行ったものでございます。修正箇所について、議案参考資料1ページ、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表のナンバー1、取組の見える化についてでございます。取組の見える化の一部の項目につきましては、全国学力・学習状況調査の結果を使用しておりましたが、同調査の見直しにより調査項目が削除されたため、実績値が算出できなかったことから該当する項目を削除し、巻末にその旨の注記を記載いたしました。

次に、新旧対照表のナンバー2からナンバー8までについてでございます。これらの項目につきましては、内容に変更はございませんが、正しい表記や分かりやすい表記とするため軽微な修正や追加を行ったものでございます。以上の内容につきまして、1月定例会時点から修正をさせていただきました。

なお、本計画につきましては、議決後、速やかに市議会に報告するとともに、市のホームページなどにおきまして公表してまいります。

以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第6号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 1点だけ伺いたいと思います。不登校対策についてですが、25、26ページの取組の見える化の中で、26ページの上から3つ目の不登校児童生徒のうち、多様な学びの場により学習指導等を受けている児童生徒の割合、これが実績値を見ていきますと中学校については下がっていている傾向にあるのですが、これについてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在不登校は大きな課題だと捉えておりまして、小・中学校で不登校の理由として多いのが、学校生活についてのやる気が出ない等の相談であるとか不安、抑鬱、生活リズムの不調なのですが、中学生に特有なのは学力、学習の不振ということで、やはり学習に目が向かないというところはございます。

また、中学生の不登校の傾向として長期の欠席、90日以上休んでいるというところで、様々な支援をしても、なかなか学習に目が向かず、多様な学びの場までつながらないケースがございます。連絡を取りながら、糸を切らさないような対策はしているところですが、そういった対策の中で今課題として見えています。不登校の課題を解決するためには、なにより不登校を生まないということが重要で、授業についていけないとか、授業の集団での学びに抵抗があるというお子さんもいますので、多様な学びの場はもちろんですけれども、不登校にしないというところの取組を強化していきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 一生懸命いろいろと取組をされているようです。現在、全ての中学校に校内教育支援センターというのができていますと思えますが、今後これがうまく機能していったら、このような数字が向上していく可能性というのはどうでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 本年度、全中学校に校内支援センターを設置し、各学校一定数の生徒がそこを活用している状況ですので、有効的な支援の一つであると考えています。一方で、どちらかというと、学校には来ているのだけれども、学級に抵抗があつて、不登校になる前に少しそこでクールダウンをしながら、不登校を生まないという支援にはなっていますが、不登校になったお子さんがそこに来るとするのは、まだ大きなハードルがあるかなと思っています。そういったこともありますので、やはり不登校にしないというところで、まずは進めていければと考えています。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 見える化のことで、14 ページの幼稚園等と小学校の交流活動回数についてです。交流活動の回数が令和5年度は28回とかなり上がっています。目標値を見ると、令和6年度、7年度と増やしてはいるのですが、令和5年度実績値が28回で、目標値が令和9年でも25回という値になっています。目標値の見直しはしないのでしょうか。それとも令和5年度がたまたま多かったという解釈でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） この目標値を設定したときは、コロナ禍でしたので実績値がだいぶ低い状況だったというところで、最後の令和9年度の25回という目標が、第3期久喜市教育振興基本計画に掲載されており、変更が難しいところです。目標はそれほど高くは設定しておりませんが、目標値が達成できていれば良いということではなく、幼保連携を今後もますます広げていきたいと思っておりますので、計画の目標値が合っていないというのは、確におっしゃるとおりなのですけれども、実績値が右肩上がりになるような形で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第7号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第7号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第7号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長より説明を申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第7号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書5ページから16ページ、議案参考資料2ページから39ページを御覧ください。

このたびの改正は、義務教育学校の設置及び久喜市立上内小学校の廃止に係る久喜市立学校の設置条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規則 28 件について、義務教育学校に係る規定整備や文言整理等を行うため、一括して一部改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。第 1 条から第 29 条において、各規則の題名や条文中の小・中学校の表記について、義務教育学校を加える改正を行うとともに、これに伴う文言整理等を行っております。

次に、附則でございます。この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、上内小学校の通学区域に関する規定を削除する改正については、令和 7 年 5 月 1 日から施行するものでございます。

また、附則第 2 項は規則名の変更に伴う経過措置を規定しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第 7 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** この規則の改正は、義務教育学校の設置に伴ってということだと思いますが、義務教育学校に関連して質問させてください。特別活動の中に小学校ですと児童会活動、中学校ですと生徒会活動というのがあると思うのですが、義務教育学校になった場合、これらの児童会活動、生徒会活動というのは別々に行うものなのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** こちらについては、現時点では未定のところもございしますが、児童会、生徒会活動を一つの学校としての枠組みでつくることも考えていると今の段階では聞いています。しかし、前期課程、後期課程の実態に合わせて運営されることも、教育活動の一環で行う児童会、生徒会活動としては必要になってきますので、大きな枠組みをつくりつつも、区切りもつくっていく必要があるかなとは思っております。

また、児童会、生徒会というのは、目的は自主的、実践的な子どもたちの活動ですから、そういった課題についても、こちらでこういう仕組みですと提案するのではなくて、例えば、来年度子どもたちが、生徒会活動として話し合いをしながら、どういった枠組みにしていけばいいかを考えることも学びの一つかなと思っておりますので、そういった学びを展開できればと思っております。

○**教育長（柿沼光夫）** ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきましたと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第8号を上程し、これを議題といたします。

議案書の17ページを御覧ください。議案第8号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第8号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第8号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書18ページから20ページ、議案参考資料40ページを御覧ください。本奨励費につきましては、国の補助事業として実施しているものでございますが、このたびの改正は特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯収入額の算定及び需要額の測定要領の改正に伴いまして、市の規則につきましても改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。様式2、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書について、19ページのとおり改正するものでございます。変更点につきましては、収入の所得控除に雑損控除などを追加し、需要額には教材費、母子加算を追加し、需要の生活扶助基準第1類に逡減率を設けたものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第8号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第9号を上程し、これを議題といたします。

議案書の21ページを御覧ください。議案第9号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 議案第9号 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 議案参考資料41ページを御覧ください。久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正する規則についてでございます。学校におけるスクール・サポート・スタッフが、教職員の働き方改革を進めるに当たって必要性を増していることから、今後のスクール・サポート・スタッフの配置につきまして日数を増加した配置を可能にするため、日数の変更の改正について議案を提出するものです。

改正内容ですが、第6条第1項中、1週間当たり4日以内かつ年間110日以内を年間200日以内に改めるものです。

附則として、この規則は令和7年4月1日から施行することとするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第9号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第10号を上程し、これを議題といたします。

議案書の23ページを御覧ください。議案第10号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。

○**教育総務課長（白石雄一）** 議案第10号 久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令についてご説明を申し上げます。

議案書24ページから27ページ、議案参考資料42ページから53ページを御覧ください。

い。このたびの改正は、久喜市立学校設置条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会訓令 8 件について、先ほどの議案と同様に改正及び文言整理等を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。第 1 条から第 9 条において、各訓令の題名や条文中の小・中学校の表記について、義務教育学校を加える改正を行うとともに、これに伴う文言整理等を行っております。

なお、学校設置条例関係以外の改正といたしまして、第 1 条の久喜市立小・中学校職員服務規程において、同規程第 22 条の 5 第 1 項及び第 22 条の 6 第 1 項の高齢者部分休業の申請手続に係る文言修正を行っております。

また、第 5 条の久喜市任期付市費負担教職員服務規程において、同規程第 8 条の久喜市事務専決規則の制定年月日及び種別番号の修正を行っております。

次に、附則でございます。この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、学校設置条例関係以外の改正部分については公布の日から、上内小学校を削除する改正については令和 7 年 5 月 1 日から施行するものでございます。

また、附則第 2 項は訓令名の変更に伴う経過措置を規定しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 10 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 参考資料の 42 ページにあります高齢者部分休業に関して聞きたいのですが、この高齢者部分休業の対象年齢、それから本市内における利用者数について教えていただきたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） まず、本市において、この休業がとれるようになった令和 5 年 10 月以降、取得はございません。高齢者部分休業については 60 歳に達した日の翌年度から定年退職まででございますので、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までについては 61 歳ということになっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

それから、今回のこの改正の中で、申請書について、改正前が「提出がすることができる」、改正後では「提出しなければならない」となっているのですが、これはどういうニュアンスになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） こちらについては、あくまで文言の修正というところで、埼玉県教育委員会から参考例と示されたものに合わせたの修正となります。取得にあたって申請書の提出は必須であり、ほかの休業についても同様に「提出しなければならない」といった文言でありますことから、それに合わせたの修正ということになります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 高齢者部分休業は、定年の引上げに関連してということだと思のですが、高齢の職員のための環境整備という一面として考えたときに、教育委員会としてはこの部分休業を奨励していくのか、働き方改革との関連等も含めてどのようにお考えでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 制度については、職員には十分に周知をしながら進めているところです。様々な働き方が求められているということもありますし、今現在、教職員が非常に不足している状況ではございますので、どんな働き方であっても、学校でお力を発揮していただきたいと考えています。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 確かに教職員の不足が今言われていますけれども、そういった中で実際この部分休業を取られてしまうと、余計現場が回っていかなくなってしまうという一面もあるかと思うのですが、やはり教職員の不足というのは現場において大変なのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 全国的な状況と一致して、久喜市でもやはり教職員の成り手不足というのは否めないところではございます。以前であれば、教職員の採用の際には多くの方が希望して来ておりましたけれども、今現在は一度退職なさった方にもお声がけをさせていただき、お力を発揮していただいているところではございますので、様々な働き方というのは重要だと思っています。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 最後に意見なのですが、現在、国のほうでも給食費の無償化ですとか、高校の授業料の無償化ですとか、そういったことが挙げられておりますけれども、やはり現場の教職員が足りないという現状があるようですので、なるべくそういった環境が整っていくような形になればいいなと思います。意見です。
- 教育長（柿沼光夫） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。
 「なし」と言う人あり
- 教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
 「異議なし」と言う人あり
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
 よって、議案第10号 久喜市小・中学校教職員服務規程等の一部を改正する訓令については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第11号
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第11号を上程し、これを議題といたします。
 議案書の28ページを御覧ください。議案第11号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 11 号 久喜市公立学校教育指導員規程を廃止する訓令についての提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市公立学校教育指導員規程を別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子）** 本件についてです。久喜市合併前、久喜市公立学校の教員の中から教育長が委嘱した指導員が、市内小・中学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導助言に当たっておりました。合併後もこの規程を引き継ぎ、市町間の学校教育の差異を是正し、教育の質を高めるために定められたものでございます。ただ、現在指導員の指導助言というのは指導主事が行っているところもございまして、本件により委嘱される指導員の職務というのは完了していると捉えておりますので、廃止してよいか伺うものです。

- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 11 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 久喜市公立学校教育指導員規程を廃止する訓令については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 12 号

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 12 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 30 ページを御覧ください。議案第 12 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 12 号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立学校評議員要綱等の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一）** 議案第 12 号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示についてご説明を申し上げます。

議案書の 31 ページから 41 ページ、議案参考資料 54 ページから 87 ページを御覧ください。このたびの改正は、久喜市立学校設置条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会

告示 21 件について、先ほどの議案と同様に改正及び文言整理等を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。第 1 条から第 20 条において、各告示の題名や条文中の小・中学校の表記について、義務教育学校を加える改正を行うとともに、これに伴う文言整理等を行っております。

また、第 21 条、久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱については、上内小学校の廃止に伴い、廃止とするものでございます。

次に、附則でございます。この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、第 21 条、久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱の廃止については令和 7 年 5 月 1 日から施行するものでございます。

また、附則の第 2 項から附則の第 4 項は、各告示の題名変更に伴う経過措置を規定しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 12 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 確認ですが、今学校評議員というのは機能しているのでしょうか。これは学校運営協議会になった認識でいたのですが、いかがでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在小・中学校は学校運営協議会が置かれておりますので、こういったところについては評議員は置かなくてもいいということになっております。現在規則にはありますけれども、置いてはおりません。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 幼稚園はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 幼稚園の評議員はおりますので、実施しております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 13 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 13 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 42 ページを御覧ください。議案第 13 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第13号 久喜市学期制検討委員会設置要綱を廃止する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市学期制検討委員会設置要綱を別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長より説明を申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子）** 本要綱は、久喜市が合併した際に元の市町で学期制に差異があったため、それを検討するために委員会を設置するために定められたものです。現在市内全校3学期制となっており、本要綱により設置された委員会が所管する事項の検討が完了していることから、本要綱を廃止するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** 議案第13号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 久喜市学期制検討委員会設置要綱を廃止する告示については委員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第14号を上程し、これを議題といたします。

議案書の44ページを御覧ください。議案第14号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第14号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を廃止する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明を申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子）** ご説明いたします。本要綱は、久喜市立小・中学校が実施を予定していた宿泊学習が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のために中止または延期したことにより生じた取消料について、予算の範囲内で宿泊学習取消料補助金を交付するために定められたものです。新型コロナウイルスが5類感染症へと移行したことに伴い、本要綱を廃止するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 14 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を廃止する告示については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 7 年 3 月 21 日金曜日、午後 1 時から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 3 月 21 日金曜日、時間は午後 1 時から、会場は鷺宮行政センター 3 階庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午前 11 時 12 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 7 年 2 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年3月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 諸 橋 美津子

委員 山 中 大 吾